

国立大学法人長崎大学次期病院長の決定について

長崎大学病院長選考規程に基づき、次期病院長を選考したので、同規程第12条の規定により、下記のとおり公表します。

記

1 次期病院長氏名

尾崎 誠 (現職：国立大学法人長崎大学 病院 副病院長 (総務担当))

2 就任予定年月日

令和6年4月1日 (任期2年)

3 選考の理由及び選考の過程

長崎大学病院長候補者選考会議は、長崎大学病院長選考基準に定める「病院長に求められる資質及び能力」に照らし、書面審査及び面接審査を行った。

その結果、尾崎 誠 氏が、以下の理由により、長崎大学次期病院長候補者として適任であると判断した。

- ・長崎大学病院長選考基準に掲げる項目において、必要な資質及び能力を有している。
- ・長崎大学病院が担う役割や課題 (医療安全対策、先進医療・臨床研究中核病院、医師の働き方改革・タスクシフト、卒前・卒後教育) に対応するマネジメント力を十分に発揮できる人材である。
- ・病院経営が厳しい中、病院長としての手腕が期待される。

【選考経過】

- (1) 令和5年10月5日 (木) 長崎大学病院長候補者選考会議を設置
役員会において、長崎大学病院長候補者選考会議委員が承認され、学長が同選考会議を設置した。
- (2) 令和5年10月30日 (月) 第1回長崎大学病院長候補者選考会議を開催
病院長候補者選考会議において、長崎大学病院長選考基準 (案) 及び長崎大学病院長候補適任者推薦要項を策定した。
- (3) 令和5年11月13日 (月) 長崎大学病院長選考基準の策定
学長が長崎大学病院長選考基準を策定した。

(病院長に求められる資質及び能力)

長崎大学病院長となることができる者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、医療法（昭和23年法律第205号）第10条の規定に則った者であるとともに、以下に掲げる資質・能力等の全ての要件を満たす者とする。

1. 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力を有する者

高度かつ先端的な医療を提供する特定機能病院の管理者として、必要な医療安全管理業務の経験及び医療安全管理についての十分な知見を有すること。

※医療安全管理業務とは以下のいずれかの業務をいう。

- ①医療安全管理者、医療機器安全管理責任者の業務
- ②医療安全管理委員会の構成員としての業務
- ③医療安全管理部門における業務
- ④その他上記に準ずる業務

2. 組織管理能力等の長崎大学病院を管理運営する上で必要な資質及び能力を有する者

当院又は当院以外の病院での組織管理経験など、高度な医療を司る特定機能病院の管理上必要な資質及び能力を有し、病院構成員の意見反映に留意しつつ、医療を取り巻く様々な変化に適切に対応し、強いリーダーシップを持って病院経営にあたり、適正な管理運営ができること。

※組織管理経験とは以下のいずれかをいう。

- ①病院長又は副病院長の経験
- ②診療科長又は中央診療施設等の長の経験

3. 教育・研究・診療に必要な資質・能力を有する者

医学教育、医学研究及び高度医療を担うことができる能力を有すること。

4. 地域医療に貢献するために必要な資質・能力を有する者

長崎県における中核病院として、長崎県や長崎県医師会等と連携し、地域医療の発展に貢献する姿勢及び指導力等を有すること。

(4) 令和5年11月13日（月）～令和5年12月15日（金） 病院長候補適任者の推薦受付

病院長候補者選考会議において、病院長候補適任者を推薦により募った結果、病院長候補適任者1名の推薦があった。

(5) 令和6年1月11日（木） 第2回長崎大学病院長候補者選考会議を開催

病院長候補者選考会議において、推薦があった病院長候補適任者1名の書面審査を行い、長崎大学病院長選考基準に定められた「病院長に求められる資質及び能力」の全ての要件を満たしていることを確認した。

(6) 令和6年1月23日（火） 第3回長崎大学病院長候補者選考会議を開催

病院長候補者選考会議において、病院長候補適任者1名に対する面接審査を行い、書面審査及び面接審査の結果、尾崎 誠 氏を長崎大学病院長候補者として学長に推薦することが決定した。

(7) 令和6年2月15日（木）：次期病院長の決定

長崎大学病院長候補者選考会議から推薦された尾崎誠氏を長崎大学次期病院長に決定した。

令和6年2月15日

国立大学法人長崎大学長
永 安 武